

経営安定関連 5 号

東日本大震災及び円高の影響を背景とした現下の厳しい経済状況において、例外業種除き原則として全ての業種に属する中小企業の皆様の資金繰りを、本制度でサポートします

制度概要

制度名	経営安定関連 5 号（セーフティネット 5 号）
対象者	一部の例外業種（農林水産業、金融業・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等）を除き、原則として全ての業種を指定業種として対象
保証限度額	2 億 8 千万円（組合 4 億 8 千万円）一般の保証枠と別枠 既存セーフティネット保証の残高を含む
保証割合	100%（全部保証）
保証期間	10 年（据置期間 1 年以内を含む）
返済方法	原則として均等分割返済
担保	必要に応じて徴求する
保証人	法人代表者を除き、原則不要
貸付利率	金融機関所定の金利
保証料率	年 0.9%（中小企業会計割引適用時 0.8%）
必要書類	通常の申込書類のほか、市町村が発行する認定書（5 号）
取扱期間	平成 23 年 4 月 1 日より平成 24 年 3 月 31 日まで

【認定（5 号）要件の概要】

- (イ) 最近 3 か月間の月平均売上高等が前年同期比 5%以上減少している。
 - (ロ) 製品等の売上原価のうち 20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。
 - (ハ) 平成 23 年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近 1 か月間の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少することが見込まれること。
- (二) 円高の影響によって、原則として最近 1 か月間の売上高等が前年同月に比して 10%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同月に比して 10%以上減少することが見込まれること。

* 認定手続きは、市町村窓口となります。

（法人の場合は本店登記地、個人の場合は事業所所在地の市町村になります。）